



平成29年5月12日

各 位

会社名 株式会社 高知 銀行
代表者名 取締役頭取 森 下 勝 彦
(コード番号 8416 東証第一部)
問合せ先 経営統括部長 吉村 卓浩
(TEL. 088-822-9311)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社高知銀行(頭取 森下勝彦)は、本日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の第137期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に単元株式数の変更および株式併合、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては、普通株主、第1種優先株主に係る各種類株主総会に付議することを併せて決議しております。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場株式会社の普通株式の単元株式数を100株に統一する取り組みが推進されていることを踏まえ、当行株式の普通株式の売買単位となる単元株式数を変更することといたしました。あわせて、第1種優先株式についても、その権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を変更することといたしました。

(2) 変更の内容

普通株式および第1種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株へ変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

本株主総会および普通株主、第1種優先株主に係る各種類株主総会において、下記「2. 株式併合」ならびに「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを

条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当行株式の投資単位の水準を維持するとともに、株主さまの議決権数に変更が生じることがないように、10 株を 1 株に併合する株式併合（以下普通株式および第 1 種優先株式の株式併合をあわせて「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式および第 1 種優先株式

②併合の方法・比率

普通株式および第 1 種優先株式のいずれについても、平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主さまの所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式数 （平成 29 年 3 月 31 日）	普通株式	102,448,000 株
	第 1 種優先株式	75,000,000 株
株式併合により減少する株式数	普通株式	92,203,200 株
	第 1 種優先株式	67,500,000 株
株式併合後の発行済株式総数	普通株式	10,244,800 株
	第 1 種優先株式	7,500,000 株

（注）上記「株式併合前の発行済株式数」「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に基づき算出した理論値です。

④株式併合による影響

本株式併合により、普通株式および第 1 種優先株式の発行済株式総数はいずれも 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、各株式の 1 株あたりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、普通株式および第 1 種優先株式のいずれにおいても、株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合は、会社法 235 条に基づき、当

行が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 併合により減少する株主数

①平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく普通株式の株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	普通株式 6,578 名 (100.00%) 第 1 種優先株式 1 名 (100.00%)	普通株式 102,448,000 株 (100.00%) 第 1 種優先株式 75,000,000 株 (100.00%)
10 株未満 所有株主	普通株式 346 名 (5.26%) 第 1 種優先株式 0 名 (0.00%)	普通株式 465 株 (0.00%) 第 1 種優先株式 0 株 (0.00%)
10 株以上 所有株主	普通株式 6,232 名 (94.74%) 第 1 種優先株式 1 名 (100.00%)	普通株式 102,447,535 株 (100.00%) 第 1 種優先株式 75,000,000 株 (100.00%)

(注)上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主さま 346 名 (所有株式数の合計 465 株) は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問合せください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

40,900,000 株

当行の発行可能株式総数は、本株式併合により発行済株式が減少することから、現行の 4 億株から 4 千 90 万株に減少いたします。

なお、会社法第 182 条第 2 項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に、定款第 6 条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) に規定する発行可能株式総数が、現行の 4 億株から 4 千 90 万株に変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

本株主総会、および普通株主、第 1 種優先株主に係る各種類株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

(7) 第 1 種優先株式に係る取得価額および下限取得価額の調整

当行の第 1 種優先株式に係る発行要項上、当行が株式の併合を行う場合、第 1 種優先株式に係る取得価額および下限取得価額は、当該発行要項の定めに従って調整されることとなりますが、当該調整後の取得価額および下限取得価額は、現時点では確定していません。当該調整後の取得価額および下限取得価額が確定次第、お知らせいたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「2. 株式併合」に記載した本株式併合による普通株式および第1種優先株式の発行済株式総数の減少を勘案して当行定款第6条に規定される普通株式および第1種優先株式の発行可能種類株式総数を変更するとともに、「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、現行定款第7条に規定される当行の全ての種類の株式の単元株式数を100株に変更するものです。

なお、本変更につきましては、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。本附則は、平成29年10月1日をもって削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)
第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>400,000,000株</u> とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>400,000,000株</u> 第1種優先株式 <u>400,000,000株</u>	第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>40,900,000株</u> とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>40,900,000株</u> 第1種優先株式 <u>40,900,000株</u>
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当銀行の普通株式および第1種優先株式の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条 当銀行の普通株式および第1種優先株式の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
附則 (新設)	附則 <u>2. 第6条および第7条の変更は、平成29年10月1日をもって、その効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u>

(注) 上記定款第6条(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)の変更のうち、当行の発行可能株式総数の変更につきましては、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に変更されたもの

とみなされます。

(3) 定款一部変更の条件

本株主総会および普通株主、第1種優先株主に係る各種類株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および上記(2)の定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 12 日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 27 日 (予定) |
| (3) 普通株主、第1種優先株主に係る
各種類株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 27 日 (予定) |
| (4) 本株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (5) 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (6) 定款の一部変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |

(注)上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

(ご参考)

単元株式の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画（平成19年11月27日公表）」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目標にした取組みを進めており、その期限を平成30年10月1日にすることを平成27年12月17日に公表いたしました。以上を踏まえ、今回当行では、単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、数個の株式を合わせてそれよりも少数の株式にすることです。

今回当行では、10株を1株に併合いたします。

この株式併合により、当行株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることができると考えております。

Q 3. 資産価値への影響はありますか？

A 3. 株式併合は、各株主様の所有株式数を一律・按分比例的に減少させるものですし、株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向などの要因を別とすれば、株主の皆様がお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。

例えば、現在1,000株お持ちの方の株式数は100株となりますが、1株当たりの純資産額は10倍になりますので、資産価値に変動はありません。

Q 4. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 4. 株主様の所有株式数は10分の1になりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、今後の業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 5. 最低投資金額への影響はありますか？

A 5. 理論上ですが、最低投資金額は変わりません。

Q 6. 所有している株式と議決権はどのようにになりますか？

A 6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。

また、議決件数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式数
例①	1,872株	1個	187株	1個	0.2株
例②	1,000株	1個	100株	1個	なし
例③	999株	なし	99株	なし	0.9株
例④	498株	なし	49株	なし	0.8株
例⑤	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株未満の端株が生じた場合（上記の例①、③、④、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当行が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例⑤のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7. 株主は何か手続が必要ですか？

A 7. 株主様が、当行や証券会社に対して、特段の手続が必要になることはありません。

（ただし、ご所有株式数が10株未満の場合は、株式併合により1株未満の端数株式となるため、これを当行がまとめて処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。）

Q 8. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：9：00～17：00（平日）